

質問書に対する回答  
首都圏中央連絡自動車道 松尾工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 4頁 規制関係	特記仕様書 4頁 7.関連施設その他との関係 において、首都圏中央連絡自動車道・STA.185+00～STA.196+00付近・松尾横芝料金所付近の交通規制を行うと記載がございますが、保全安全管理者の配置は必要と考えてよろしいでしょうか。 必要な場合資格を有した協力業者の技術者を保全安全管理者として配置をしてもよろしいでしょうか。 また、保全安全管理者の配置期間は交通規制を行う間だけと考えてよろしいでしょうか。 ご教示願います。	共通仕様書1-25-8に示すとおりです。 なお、保全安全管理者の配置期間は交通規制を行う間だけとお考えください。